

**「消費生活相談窓口開設」  
消費生活相談始まる**

**市民生活課**  
☎876-1234  
(内線3011)

消費者相談内容が複雑・高度化な現状において、市民消費生活の安心・安全を確保するために、左記のとおり消費生活専門相談員による相談業務を行っています。

**相談日** 毎週 火・金 午前10時～午後4時(昼食時は除く)

**場所** 市役所1階市民相談室  
※消費生活に関するあらゆる相談に応じます。相談は無料・秘密厳守です。これまで通り市民相談室でも相談できます。

**老朽化した建築物に関する相談窓口**

**建築課 審査係**  
☎876-1234  
(内線4611・4614)

○維持保全 建築物の所有者・管理者は、建築基準法第8条に基づき、建築物を常に安全な状態に維持しなければなりません。建築物は年月が経つに従い、老朽化し、本来の性能が低下することがあります。このような状態を放置していると、建築物の耐久性や安全性に著しく支障をきた

し、思わぬ事故が発生する原因にもなります。日頃から適切な維持保全をすることは、事故や災害を未然に防ぐ上で重要なことなのです。

所有または居住している建築物に不具合が見つかった場合は、専門の建築士に相談したり、沖縄県が設置した相談窓口などを活用したりして、早めの対策を行うことをお勧めします。

**各種相談窓口**

「住まいの総合相談窓口」  
(沖縄県住宅供給公社内)  
☎58-1300  
「社団法人沖縄県建築士事務所協会」  
☎79-1311

○定期報告制度 アパートなど不特定多数の人が使用する建築物については、定期的な報告をしなければなりません。定期報告とは、建築物が安全な状態に維持されているかを、建築士などの専門家が確認し、その状況を特定行政庁に報告するいわば「建築物の健康診断」です。

あなたの財産である建築物を健全に保つため、定期報告制度を積極的に活用しましょう。

**浦添市における定期報告制度**  
定期報告が必要な建築物等、定期報告の時期など、詳しくは浦添市ホームページ  
(http://www.city.urasono.lg.jp/article.php/s200906261

**オートバイや軽自動車の抹消・名義変更手続きはお済みですか？**

**市民税課**  
☎876-1234  
(内線2211・2212)

軽自動車税は、毎年4月1日現在でオートバイ・軽自動車を所有している方に納税義務があります。他の方に譲ったり、廃車、盗難に遭ったりしたときも必ず届出が必要です。平成22年4月1日までにその手続きを行わなかった場合には、平成22年度も課税されることとなります。

※軽自動車税は月割り課税ではありませんので年額で課税されます。

なお、盗難で抹消手続きを行う場合には警察署からの盗難受理票をご持参ください。※車種によって、手続きする場所が異なりますのでご注意ください。

○原付(50cc～125cc)  
浦添市役所市民税課  
○軽二輪(125cc～250cc) および軽自動車  
軽自動車協会  
☎877-8274  
○二輪小型(251cc以上)  
陸運事務所  
☎50-5540-2091

**原動機付自転車等の登録・廃車など申請される際「本人確認」を行ないます**

**市民税課**  
☎876-1234  
(内線2211・2212)

平成22年4月1日より、原動機付自転車(125cc以下のオートバイ)および小型特殊自動車の登録、名義変更、廃車等の申請で窓口に来られた方の「本人確認」を行ないます。「本人なりすまし」申請を未然に防止し、軽自動車税の適切な課税のためご理解と協力をお願いします。

※対象となる車種  
原動機付自転車(125cc以下のオートバイ) および小型特殊自動車

※対象となる申請  
登録、廃車、名義変更、番号変更などの申請、廃車証明書標識交付証明書の再交付申請などです。

窓口で提示いただく「本人確認書類」は官公署が発行した顔写真付の書類、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)等です。

**平成22年度水質検査計画(案)の公表**

**水道部 配水課**  
☎877-8462

水道部では、平成22年度水

(4136220)をご覧になるか建築課審査係までお電話ください。

**講師派遣事業終了のお知らせ**

**生涯学習振興課**  
☎876-1234  
(内線6061)

市教育委員会では、これまで任意の団体、サークル、学習グループ等を対象に講師の派遣、あるいは講師の謝礼金を助成する講師派遣事業を平成6年度から実施してまいりました。

現在ではたこ市民大学の開学、社会教育諸学級の開設(35ヶ所)、放課後子ども教室(39ヶ所)さらには、中央公民館等の施設における講座等も多くの市民の活用により

**春の全国火災予防運動**

**期 間** 3月1日(月)～3月7日(日)  
**統一標語** 「きえるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

3月1日(月)～7日(日)まで、平成22年春期全国火災予防運動が実施されます。空気が乾燥し、火災が起こりやすい次期です。火の取り扱いには、注意しましょう！

**住宅用火災警報器は設置していますか？  
住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたを守ります。**



問い合わせ 消防本部 予防課 ☎878-3982

**休日納税相談会のご案内**

**休日納税相談会について**  
市税の納付について相談したいと思うが、平日は仕事等で忙しく、時間が取れない方など、この機会にご利用ください。  
**日時** 3月13日(土)・14(日)  
午前9時～午後5時15分  
**場所** 市役所2階 納税課  
**問い合わせ**  
納税課 ☎876-1234  
(内線2313～2324)

ますます内容も充実してきました。このようなことから、平成21年度まで実施してきました講師派遣事業は初期の目的を果たし、終了となります。今後とも、市教育委員会の諸事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

質検査計画(案)を作成しました。これは、今後も安全な水を供給するために、水道水の水質検査地点、検査項目、検査頻度等について、多方面から検討したものです。

この水質検査計画(案)は、水質の状況や需用者の皆様からのご意見を参考に直直しを行い、より一層安全で安定した水質管理を行っていくものです。この水質検査計画(案)に対する皆様のご意見を寄せてください。

**土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について**

**資産税課**  
☎876-1234  
(内線2261・2265)

地方税法第46条第1項の規定により、平成22年度の土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されており、この機会に資産を比較し、ご自分の資産が適正に評価されているかご確認ください。なお、縦覧は期間を過ぎるとできなくなりますのでご注意ください。

**縦覧期間** 4月1日(木)～4月30日(金)※土日・祝日を除く  
午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

**縦覧場所**  
資産税課(市役所2階)  
**縦覧が可能な方**

- ①固定資産税の納税者・納税管理人
- ②代理人(委任状が必要)
- ※本人確認のため納税通知書または、運転免許証等の身分が証明できるものをご持参ください。

平成21年度浦添市文化芸術振興事業「国立劇場おきなわ」活用事業

**新・古伝統芸能浦添 ～未来に継ぐていーだの夢～**

**日時** 3月28日(日)  
開場：午後2時30分  
開演：午後3時  
**場所** 国立劇場おきなわ 大劇場

**入場料金**  
一般 前売 2,000円  
当日 2,500円  
高校生以下  
前売 800円  
当日 1,000円

**チケット販売先**  
文化課(あかひらステーションビル2階)  
浦添市役所地下売店・浦添市文化協会

問い合わせ 文化課 ☎876-1234(内線6212)